

2025年2月1日～

宅地建物取引士資格登録申請等(取引士証交付手続きを除く)が
オンラインで申請できるようになります。

(旧)2025年1月31日までの申請方法

【申請パターン①】 ※申請パターンについては裏面参照

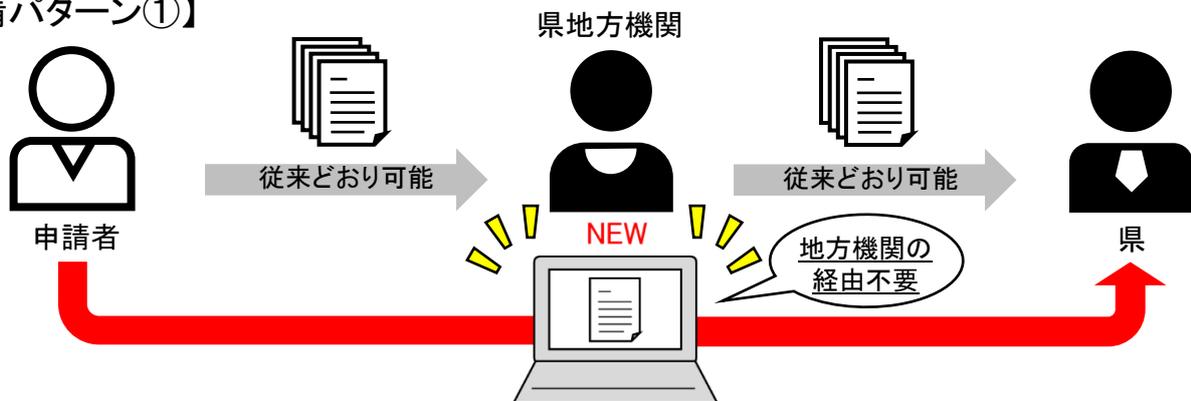


【申請パターン②】



(新)2025年2月1日からの申請方法

【申請パターン①】



【申請パターン②】



(裏面へ)

対象手続き

◆国土交通省手続業務一貫処理システム(eMLIT)を利用して、以下の手続きのオンライン申請が可能となります。

注)従前どおり、紙での申請も可能です。

オンライン申請可能手続一覧

【申請パターン①(申請者⇒県地方機関⇒県)】

- 宅地建物取引士資格登録申請
- 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請
- 宅地建物取引士死亡等届出
- 宅地建物取引士資格登録消除申請
- 宅地建物取引士資格試験合格証再交付申請

【申請パターン②(申請者⇒県)】

- 県外に居住しながら上記手続きを行う場合
- 宅地建物取引士資格登録移転申請
- 宅地建物取引士証交付に係る県外での法定講習の認定申請

システム利用にあたっての注意事項

◆宅地建物取引士資格登録申請等については、
「gBizID アカウント」もしくは、
「eMLIT アカウント」
が必要になりますので、事前にご準備ください。

↓システム



↓概要



お問い合わせ先

◆愛媛県土木部道路都市局建築住宅課宅地建物指導係 TEL:089-912-2758